5　要請国は、事案が緊急であり、又は腐敗しやすい物品に関係すると認める場合には、技術的協議が3に定める期間よりも短い期間内に行われるよう要請することができる。

6　2に規定する場合を除くほか、各締約国は、物品に関する委員会に対し、要請国としてであるか被要請国としてであるかを問わず、この条の規定に基づく技術的協議の利用に関する年次通報を提出する。この通報には、当該技術的協議の進捗及び結果についての概要を含める。

7　この条の規定に基づく技術的協議は、第十九章（紛争解決）の規定又は世界貿易機関設立協定による紛争解決手続に関する締約国の権利及び義務を害するものではない。

第二・十九条　輸入許可手続

1　各締約国は、全ての自動輸入許可手続及び非自動輸入許可手続が、透明性がある、かつ、予見可能な態様で実施され、及び輸入許可手続に関する協定に従い適用されることを確保する。いずれの締約国も、輸入許可手続に関する協定に適合しない措置を採用し、又は維持してはならない。

2　各締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日の後速やかに、自国の現行の輸入許可手続について他の締約国に通報する。その通報には、輸入許可手続に関する協定第五条2に規定する情報を含める。締約国は、次の場合には、この2の規定を遵守しているものとみなされる。

(a)　当該締約国が、輸入許可手続に関する協定第四条に規定するＷＴＯの輸入許可に関する委員会（以下この章において「ＷＴＯの輸入許可委員会」という。）に対し、輸入許可手続に関する協定第五条2に規定する情報と共に、当該現行の輸入許可手続について通報した場合

(b)　当該締約国が、輸入許可手続に関する協定第七条3に規定する輸入許可手続に関する年次質問書に対する回答としてＷＴＯの輸入許可委員会に対して提出した年次報告であって、この協定が自国について効力を生ずる日の前の直近のものにおいて、当該現行の輸入許可手続について当該年次質問書により要求された情報を提供した場合

3　各締約国は、新たな輸入許可手続及び自国が現行の輸入許可手続について行った変更について、可能な限り当該新たな輸入許可手続又は当該変更が効力を生ずる三十日前に他の締約国に通報する。締約国は、いかなる場合にも、その公表の日の後六十日以内にその通報を行う。この3の規定に従って行われる通報には、輸入許可手続に関する協定第五条に規定する情報を含める。締約国は、輸入許可手続に関する協定第五条1から3までのいずれかの規定に従いＷＴＯの輸入許可委員会に対し新たな輸入許可手続又は現行の輸入許可手続の変更を通報する場合には、この3の規定を遵守しているものとみなされる。

4　締約国は、新たな又は変更された輸入許可手続を適用する前に、当該輸入許可手続を政府の公式ウェブサイトにおいて公表する。当該締約国は、可能な限り、当該輸入許可手続が効力を生ずる少なくとも二十一日前にその公表を行う。

5　2及び3の規定に従って要求される通報は、2及び3に規定する輸入許可手続がこの協定に適合しているかどうかについて影響を及ぼすものではない。

6　3の規定に従って行われる通報には、当該通報の対象である手続が次のいずれかに該当する場合には、その旨を明記する。

(a)　産品に関する輸入許可の条件が当該産品の許容される最終使用者を制限すること。

(b)　締約国が、産品を輸入する許可を取得する資格として、次のいずれかの条件を課すること。

(i)　業界団体の構成員であること。

(ii)　輸入許可の要請について業界団体が許可すること。

(iii)　当該産品又は類似の産品の輸入の実績があること。

(iv)　輸入者又は最終使用者の生産能力の最低基準を満たしていること。

(v)　輸入者又は最終使用者の登録された資本金の最低基準を満たしていること。

(vi)　輸入者と当該締約国の領域にある流通業者との間に契約上の関係その他の関係を有すること。

7　各締約国は、許可を付与する自国の当局が輸入許可の付与又は拒否に当たって用いる基準に関する他の締約国からの全ての妥当な照会に、可能な限り、六十日以内に回答する。輸入締約国は、他の締約国及び貿易業者が輸入許可の付与又は分配の基準を知ることができるように、十分な情報を公表する。

8　いかなる輸入許可の申請も、申請書の基本的な記載内容を変更することとはならない軽微な書類上の誤りを理由として却下されることはない。軽微な書類上の誤りには、形式（余白の幅、使用されるフォント等）の誤り及びつづりの誤り（不正な意図又は甚だしい怠慢によるものでないことが明らかなものに限る。）を含むことができる。

9　締約国は、他の締約国の産品について輸入許可の申請を拒否する場合において、申請者の要請があったときは、当該要請を受領した後合理的な期間内に、当該申請者に対してその拒否の理由に関する説明を提供する。

第二・二十条　輸入及び輸出に関する手数料及び手続

1　各締約国は、千九百九十四年のガット第八条1の規定に従い、自国が輸入若しくは輸出について又はこれらに関連して課する全ての手数料及び課徴金（その性質のいかんを問わず、かつ、輸入税、輸出税、千九百九十四年のガット第三条2の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金その他の内国課徴金、ダンピング防止税及び相殺関税を除く。）が、提供された役務の費用の概算額を限度とし、かつ、国内産品の間接的保護又は輸入若しくは輸出に対する財政上の目的のための課税とならないことを確保する。

2　各締約国は、自国が輸入又は輸出に関連して課する手数料及び課徴金の詳細を速やかに公表し、及びその情報をインターネットにおいて利用可能なものとする。

3　いずれの締約国も、他の締約国の産品の輸入に関連して領事手続（関連する手数料及び課徴金を含む。）を要求してはならない。いずれの締約国も、他の締約国の産品の輸入に関連して提出される税関書類が輸入締約国の海外代理人又は当該輸入締約国のために行動する権限を有する機関によって署名され、認証され、又は視認され、若しくは承認されることを要求してはならず、また、関連する手数料及び課徴金を課してはならない。

第二・二十一条　分野別の取組

1　締約国は、分野別の問題に関する作業計画を開始することを決定することができる。締約国が当該作業計画を開始することを決定する場合には、物品に関する委員会が当該作業計画を作成し、及び監督する。締約国は、当該作業計画をその開始後二年以内に完了するよう努める。

2　締約国は、全ての締約国の関心を考慮しつつ、1に規定する作業計画に含める分野（締約国がこの協定の交渉の過程において提案した分野及び締約国が特定する他の分野を含む。）を合意する。

3　この条の規定に基づいて開始される作業計画は、次のことのために行われるべきである。

(a)　問題に関する締約国の理解を促進すること。

(b)　ビジネス関係者その他の関連する利害関係者による寄与を容易にすること。

(c)　締約国がとり得る行動であって、貿易を円滑にするものを探求すること。

4　物品に関する委員会は、この条の規定に基づいて開始される作業計画の成果に基づいて、ＲＣＥＰ合同委員会に勧告することができる。

第三章　原産地規則

第Ａ節　原産地規則

第三・一条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「養殖」とは、成育又は成長の過程に対する生産を高めるための関与（通常の備蓄、給餌、捕食生物からの保護等）により、種苗（卵、稚魚、幼魚、幼生等）から水生生物（魚、軟体動物、甲殻類その他水棲無脊椎生物、水生植物等）を飼養することをいう。

(b)　「ＣＩＦ価額」とは、輸入産品の価額をいい、輸入国に入国する港又は場所までに要する保険料及び運賃を含む。

(c)　「権限のある当局」とは、締約国が指定し、他の締約国に通報する一又は二以上の政府機関をいう。